

令和8年度 尾倉中学校 部活動規約

1. 総則

- (1) 尾倉中学校の各部活動の部員として、誇りと責任をもって、忍耐心・克己心・目標に向かう努力心や集団でのルールの大切さを学ぶとともに、自主性・自律性の精神を培うことができる活動とする。
- (2) 各部の一員であるとともに、学級・生徒会の一員であることを自覚し、部活動の特権意識を持たず、学級・生徒会を優先した行動をとる。
- (3) 部活動と学習を両立させるために、授業・家庭学習に真剣に取り組む。
- (4) 部活動は真剣に行い、遊びにならないように取り組む。
- (5) 準備・後片付けは素早く行い、活動終了後は直ちに下校する。
- (6) 登下校時には、標準服、体操服、部活動着、チームジャージなど部の活動実態に応じて決めてよいものとする。
- (7) 休日の活動を含み、昼食が必要なときは必ず家から昼食を持参する。
- (8) 施設・用具の使用については必ず部長が責任をもって指導する。使用器具、ボール等の管理をきちんと行う。
- (9) 生徒は卒業するまで部員としての自覚を持ち、尾倉中学校の生徒として、責任ある行動をすること。

2. 活動時間

- (1) 顧問の先生の指導に従って活動する。顧問の先生が不在のときは、キャプテンの指示をよく聞き安全に活動を行う。できない場合は、活動を中止する。
- (2) 原則平日は2時間程度、休日は3時間程度の練習時間とする。完全下校は18:40までとする。
- (3) 定期考査開始1週間前及び期間中は、活動を中止する。ただし、大会前などにより活動が必要な場合は、顧問の先生の判断で練習を行うことができる。
- (4) 毎週土日のいずれか1日、平日の1日を必ず休養日とする。毎月第3水曜日は「ノー部活デー」とする。ただし、大会が行われる週については管理職の許可のもと、翌週との休みの置き換えを認めることがある。
※北九州市の定める規定により、第一土曜日とその翌日日曜日は全市一斉の休養日とする。
また、9月からは第三土曜日とその翌日日曜日も全市一斉の休養日となる。
- (5) 早朝の練習を行う場合は次のことを守るようにする。
 - ・年間を通じての実施はできない。期間を限定し、管理職の許可を得て行う。
 - ・練習開始時間は顧問の裁量によるものとする。また、終了時間は8時とする。8時10分には教室に入る。

3. 部室の使用・管理

- (1) 部室の管理は、各部で責任を持って行う。また、整理整頓をし、清潔にする。
- (2) 個人の荷物を置いたり、部活動以外の更衣をしたりしない。関係者以外の者を入室させない。
- (3) 部室内での飲食（お菓子・ジュースなど）は厳禁。
- (4) 原則として、練習の開始時及び終了時のみ使用しか認めない。
- (5) 鍵の管理は責任を持って行い、使用後の後片付け・清掃・消灯・戸締まりをきちんとする。
- (6) 部活動中、部活動終了後は、必ず鍵の施錠を行い、鍵は職員室へ戻す。
- (7) 上記を守れなかった場合は使用禁止する。

4. その他

- (1) 貴重品や活動に不必要なものは持ってこない。
- (2) 自転車での登校は禁止する。
- (3) 違反のある部については、顧問会議を開き、その処置を検討する。顧問・部長会議は不定期に開く。
- (4) 部活動の下校についてはできる限り集団下校とし、途中での買い食いや寄り道をしない。活動終了後はただちに下校する。他の部活動の生徒を待たない。
- (5) 欠席、遅刻等の連絡は必ず顧問教師に行う。

この規約を全員で守り、尾倉中学校の部活動をよりよい活動とすること。